

(1) 地域ケア会議について

令和2年度京都市地域ケア会議開催計画

1 地域ケア会議の開催目的

個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域のケアマネジャーによるケアマネジメントを支援することや保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織、企業等の多職種の関係機関の地域包括支援ネットワークを構築することにより、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題を抽出・整理し、その課題に対応していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていくこと。

2 地域ケア会議の機能

情報交換・共有、事例研修・学習に加え、以下の5つの機能を地域ケア会議の中で発揮していく。

(1) 個別課題解決機能

- 支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース、あるいは地域の課題と考えられるケースなどを中心に、個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行うことにより、個々の高齢者の課題解決を支援する。
- 上記のプロセスを通して、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の課題解決力の向上を図ることで、高齢者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めていく。
- 個別事例に基づく検討を通して、個人、家族、環境等の課題とその要因を分析し、個別課題を解決のみならず、(2)以下の機能につなげていく。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

- 地域の関係機関等の相互の連携を高める。
- 個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに、課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって、連携が強固かつ実践的なものになる。
- 同時に、ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人、及び不足している社会資源を明らかにすることにより、(3)以下の機能につなげていく。

(3) 地域課題発見機能

- 個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要支援者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき課題を明らかにする。
- 発見された課題に対して、どのような解決策・改善策が可能かを検討するプロセスのなかで、関係機関の必要な取組・役割等が明らかになる。
- どのようなサービス等が新たに必要かを検討することで、(4)以下の機能につなげていく。

(4) 地域づくり・資源開発機能

- 地域の見守りネットワークの構築など、必要な地域資源を地域で検討し、地域課題の解決につなげていく。
- 地域の実態や特性に応じて状況が異なるため、地域ごとに個別的な課題があり、これらに応じた地域ごとの解決策が必要になり、その点を踏まえた地域づくりを行っていく。
- 関係者・グループに働きかけをすることで、それぞれの活動内容、役割、得意分野などを活かした地域づくり・資源開発につなげていく。
- 地域づくりや資源開発に対して、必要な京都市のサポート内容や関係機関の役割等を明らかにすることで、(5)の「政策形成機能」につなげていく。

(5) 政策形成機能

- 発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案したり、ネットワーク構築機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための既存の施策、事業の活用等を検討していく。
- ※ (1)～(5)の機能は相互に関係し合い循環するものである。各機能の有機的な相互連関（相互補完）を実現できるよう、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが必要となってくる。

3 令和2年度地域ケア会議実施にあたっての体系、構成員、開催頻度等 別紙1参照

4 留意点

- 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組んでいく。(別紙2参照)
- 地域ケア会議全体を意義あるものにするためには、個別ケア会議等における高齢者支援の個別ケースの支援検討を積み重ね、学区や日常生活圏域等の地域ケア会議と連動していくことが重要になってくる。そういったことから、個別ケア会議を開催しやすくなるよう環境整備等に取り組み、高齢者個人に対する支援及び地域課題の抽出・整理の充実を図る。
- また、高齢サポートだけでなく、ケアマネジャー等の支援者に対しても、個別ケア会議の重要性について共有を図っていく必要がある。

本市における新たな地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議	会議内容	会議主催者	会議構成員	開催頻度
個別ケースの検討	【① 個別課題解決機能】	I 個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関わっている支援者が困難を感じているケース ・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケースに対する個別支援内容の検討 	高齢サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関わっている支援者（ケアマネジャー、民生委員、老人福祉員等） ・今後関わって欲しい関係者（民生委員、老人福祉員、地域住民等） ・助言・指導の役割を担える関係者（医療関係者等） 「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の出席者などから、個別ケースの内容に応じて必要な関係者を招集	必要に応じて随時
	【② 地域包括支援ネットワーク構築機能】	II 地域福祉組織中心の地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者からの活動報告や情報提供 ・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事例検討 ・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉組織（学区民協、学区社協） ・その他、地域ネットワーク構築のために必要な関係機関（居宅介護支援事業所、警察署、消防署 等） ・保健福祉センター（健康長寿推進課）は必要に応じて会議に参加 構成員の課題解決力向上が目的のため、可能な限り、地域福祉組織は「全員」を会議構成員とする。	各学区 年3回 程度
	【③ 地域課題発見機能】	III 地域課題の検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有 ・地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要又は不足している社会資源の把握、ネットワークの構築の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとする多職種の関係機関 <構成員例> 地区医師会、学区民協、学区・区社協、居宅介護支援事業所、警察、消防、保健福祉センター（健康長寿推進課）等 ※ 保健福祉センター（健康長寿推進課）会議の開催支援、参加	各圏域 年2回 程度
地域課題の検討	【③ 地域課題発見機能】	<日常生活圏域レベル（標準）> III 地域課題の検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の取組支援（地域に不足している社会資源の把握、ネットワーク構築への支援など） ・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネットワークの構築、地域課題への対応 	保健福祉センター （健康長寿推進課）	<構成員> 地区医師会、地区歯科医師会、地域薬剤師会、府訪問看護ステーション協議会、府介護支援専門員会、市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、区民生児童委員会、区社会福祉協議会、認知症の人と家族の会京都府支部、区老人クラブ連合会、警察署、消防署、地域介護予防推進センター、地域支え合い活動創出コーディネーター、保健福祉センター等	各区・支所 年3回 程度
	【④ 地域づくり・資源開発機能】	<区・支所レベル> IV 区・支所地域包括支援センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組支援（成功事例や先進事例の全市拡大、取組が遅れている地域への支援など） ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワークの構築、既存施策・事業の活用（予算化、計画化） 	本庁（介護ケア推進課・健康長寿企画課）	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員とする。	年2～6回程度
	【⑤ 政策形成機能】	<市レベル> V 京都市高齢者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組支援（成功事例や先進事例の全市拡大、取組が遅れている地域への支援など） ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワークの構築、既存施策・事業の活用（予算化、計画化） 	本庁（介護ケア推進課・健康長寿企画課）	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員とする。	年2～6回程度

■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組

